

「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっています。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加及び健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであります。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入控除が認められる適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国においては、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子
内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 後藤 茂之
経済産業大臣 萩生田光一

宛